

「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会 最終報告書(案)」に対する意見

<全体>

ページ 番号	章	項目	意見
9	序章 「審議の背 景」	2. 審議事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● テレビ放送のインターネットによる同時配信（以下、同時配信）について、民放事業者は試験的にスポーツ中継などの同時配信に取り組み、技術面・運用面・事業面などの課題を検証していますが、「現時点で同時配信の事業性は見出し難い」との基本的な考え方に変わりはありません。</li><li>● インターネットとの連携等による放送サービスの多様化・高度化について、本案は「もとより、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断による」と述べており、そうした認識に賛同いたします。今後とも行政の検討にあたっては、個別社の自主性を尊重していただくよう要望します。</li></ul>

<モバイル端末・PC向け同時配信>

ページ 番号	章	項目	意見
18	第1章 「放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方」	1. モバイル端末・PC向け同時配信  (3) 今後取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「複数の放送事業者がサービス内容や配信システム機能の共有・協調領域を検討し、多くの放送事業者が同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備することが重要」との指摘は利便性・経済合理性の高い事業環境を実現し、民放事業者の経営の選択肢を広げる観点から適切であると考えます。民放事業者による同時配信は実施の可否を含め個別社の経営判断によりますが、検討可能な共有・協調領域は少なくありません。共有・協調領域においては、NHKが先導的役割を果たすことが期待されるところです。</li> <li>● NHKの常時同時配信については、まずはNHK自身が具体的な実施形態等を説明し、国民・視聴者、関係事業者の理解を得ることが重要であると考えます。</li> <li>● 独占的な受信料収入で運営されるNHKと、広告収入を主な財源とする事業として同時配信の可能性を模索する民放事業者では事業構造が異なり、自ずと事情や制約に大きな差異があります。共有・協調領域と自主独立に任せるべき領域が存在するのは当然であり、常時や高機能を前提とする画一的な同時配信の共同事業を志向する議論は避けるべきだと考えます。</li> </ul>

<視聴データの利活用>

ページ 番号	章	項目	意見
29	第1章 「放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方」	3. 視聴データの利活用 (3) 今後取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視聴データの利活用は国民・視聴者のニーズにより一層こたえる番組制作や、より効果的・効率的な広告を実現し放送のメディア価値向上を図る手段として大いに期待されるところです。視聴データの利活用モデル構築のための実証事業を行い、環境整備を進める旨の提言に賛同します。</li> <li>● 視聴データの利活用を真に図るためには国民・視聴者が安心できる環境を整えるとともに、放送事業者が有用かつ十分な数量の視聴データを収集できることが不可欠です。特に特定の個人を識別できない視聴データである「非特定視聴履歴」について過度に厳格な運用ルールを課せば、利活用の可能性を摘むことになりかねません。</li> <li>● 行政においてもそうした認識をあらためて確認するとともに、「放送分野の視聴データは適切に管理・利活用される仕組みであること」や「最終的には国民・視聴者の利便性向上に役立つこと」などの周知広報に取り組むよう要望します。</li> </ul>

<同時配信に関する権利処理>

ページ 番号	章	項目	意見
61~62	第2章 「放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保」 について	1. 放送事業者による同時配信に関する権利処理 (4) 今後継続して取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回の検討は、将来的に同時配信を実施すると仮定した場合に想定されうる権利処理方法の考察を行う、いわば「図上演習」として行われ、現時点における権利者側と放送事業者側の意見が両論併記されたものと理解します。その意味で、本案が「同時配信の権利処理については、放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となっていない現段階においては、(中略)関係者間においてそれらに対する評価は分かれており、示された複数の選択肢の中から具体的な権利処理方法を現時点で絞り込むことは困難である」としたことは適切と考えます。</li> <li>● 著作権等管理事業者に管理委託していない権利者(いわゆるアウトサイダー)や、所在が不明な権利者に関する権利処理は、同時配信に限らず課題となっています。利用の円滑化を図るため、拡大集中許諾制度の導入や権利情報データベースの整備について検討を進めていただきたいと思います。</li> <li>● NHKがテレビ放送の常時同時配信や同時配信の権利処理ルールの形成について先行した場合、同ルールが先例となり民放事業者の事業展開に影響を及ぼすことが懸念されます。このため、NHKは権利処理の検討に関する情報を民放事業者に対し適切に提供するなど、民放事業者への影響に十分配慮すべきです。</li> </ul>

<適正な製作取引の推進>

ページ 番号	章	項目	意見
84~85	第2章 「放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保」について	2. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進  (4) 今後取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当連盟は、▽下請法遵守マニュアルの作成・配布、▽下請法管理ツールの作成・提供、▽下請法等責任者会議の開催などを通じて、会員社に対して下請法や総務省ガイドラインの周知徹底を働きかけています。引き続き、これらの取り組みを実施してまいります。</li> <li>● また、当連盟が全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）とともに共同事務局を務める「放送コンテンツ適正取引推進協議会」（以下、推進協議会）においても、推進計画に則り、▽「協議会テキスト」の作成、▽推進協議会が主催する研修会の開催など、さまざまな民間の自主的な取り組みを進めてまいります。</li> <li>● 本案にあるとおり、業界団体未加盟社（番組製作会社）への周知・啓発は、業界全体としての重要な課題です。行政においても、総務省ガイドラインの周知・啓発の徹底、および総務省フォローアップ調査の回答率向上のための取り組みを進めるよう要望します。</li> </ul>